**富山県における医療的ニーズの高い障害児者等に対する支援のあり方に関する報告書（概要）及び平成29年度以降の県の取組み**

資料５－２

今後の支援のあり方(報告書）

委員会での主な議論（課題等）

平成29年度以降における県の取組み

現　状

入所ニーズに見合った病床数の確保

○入所待機者や県内施設への入所を希望する難病患者（ＡＬＳ等）、今後重度化、高齢化していく障害者に対応するため必要な入所定員（30床程度）を確保すること。

○増床については、児者一貫支援が可能となる県リハビリテーション病院・こども支援センターで対応することが望ましいこと。

○国立病院機構富山病院の増床の可能性についても併せて検討することが望ましいこと。

　富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける「療養介護サービス」の創設（H30～）

平成30年4月を目途に新たに療養介護事業を実施し、

重症心身障害者や難病患者の受入れを行う。

（こども支援センター(～18歳)と併せた児者一貫支援体制）

　療養介護病棟整備工事費（253,150千円）

旧高志リハビリテーション病院を改修。

新

入所支援

○医療的ニーズの高い障害児者の人数

・正確な人数は不明だが、日本小児神経学会富山県社会活動委員会が行った調査では、560人（ただし一部重複あり）との結果が報告されている。

　※「富山県における医療的ケア必要児・者調査」（平成24年、八木信一先生等により実施）

○重症心身障害児者等への支援体制

○重症心身障害児者入所施設における入所者の状況 (H28.5)

・県内施設は常にほぼ満床である。またALS患者は他県施設に入所している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 入所者数 | 待機者数 |
| 国立富山病院　　　　　　　　　　　〔児・者〕 | 170人 |  |
| （福）あゆみの郷　　　　　　　　　〔者〕 | 57人 |
| 県ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院・こども支援ｾﾝﾀｰ　〔児〕 | 15人 |
| 計 | 242人 | 約10人 |

○施設入所見込者数

・入所待機者や県内施設への入所を希望する難病患者、今後重度化、高齢化していく障害者が見込まれる。

○通所施設の状況 (事業所数、H28.5)

・看護師の配置義務がなく、身近な地域の施設での受入れが進んでいない。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所数 | 富山 | 高岡 | 新川 | 砺波 | 計 |
| 生活介護 | 41(7) | 23(5) | 9(3) | 9(2) | 82(17) |
| 短期入所 | 医療型 | 3(3) | 1(1) | 0(0) | 0(0) |  4 (4) |
| 福祉型 | 29(4) | 16(2) | 13(1) | 9(1) | 67 (8) |
| 障害児通所支援 | 23(5) | 11(4) | 4(2) | 2(0) | 40(11) |

○訪問看護ステーションの状況 (事業所数、H27年度)

・在宅障害児への医療的ケア等のスキルを有する事業所が限られている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 富山 | 高岡 | 新川 | 砺波 | 計 |
| 30(5) | 18(6) | 7(1) | 5(3) | 60(15) |

○医療的ケア児に係る関係機関の連携

・児童福祉法改正(H28.5)により、関係機関の連携促進が努力義務とされた。

・子ども全体の数は減っているものの、重症化する子どもの割合が今後増加していくおそれがある。

・ＡＬＳ患者は、県内の神経内科医の状況などから、隣県施設の利用が進んでいる。

・医療的ケアの必要な子どもが成人し医療ニーズが増していく、また、保護者が高齢化しケアが困難になっていく場合もあるため、施設入所は引き続き必要である。

・18歳を境に、障害児入所施設から療養介護事業所に転所する際、支援の質・量や環境が変化し本人への負担が増すおそれがある。

・県内で児者一貫支援が可能なのは、国立富山病院と県リハビリ病院のみでないか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○

新

 県リハ・こどもセンター

入

所

あゆみの郷

(療養介護(医療型))

生活介護（福祉型）

※医療的ケアは不要

一般

18歳

国立富山病院（療養介護（医療型））

短期入所（医療型）　　　生活介護

訪問看護

在

宅

短期入所（福祉型）　　　　　　生活介護

障害児通所支援、居宅介護　等

県リハ・こどもｾﾝﾀｰ

(医療型障害児入所施設)

重度

障害程度



〔入所〕

障害の程度が重い場合、国立富山病院において児者一貫体制で支援を受けているほか、18歳未満は県リハビリ病院、18歳以上はあゆみの郷に

入所。

〔在宅〕

障害の程度が重い場合、主に短期入所（医療型）や生活

介護、訪問看護等を利用。

　　　　　○

新

　重症心身障害児（者）等受入促進事業（4,000千円）

受入れに必要な医療備品や施設改修に対する補助。

　重症心身障害児（者）短期入所事業所参入支援事業

（3,168千円）

重症心身障害児者を受け入れる短期入所（福祉型）施設の看護師配置に対する補助。

**○　在宅重症心身障害児（者）訪問診査事業（640千円）**

医師と当事者団体による家庭訪問を通じた相談支援、指導。

**○　重症心身障害児(者)レスパイトサービス事業(1,622千円)**

家族の休息や集団での交流活動の機会を提供。

**○　訪問看護ステーション整備支援事業(11,500千円)**

新設、大規模化等のための施設や設備の整備を支援。

　訪問看護インフォメーション事業（1,800千円）

各訪問看護ステーションで対応可能な処置・ケア等の情報

を発信。

　医療的ケア相談支援センター(仮称)の設置（H30～）

県リハビリ病院内に、相談受付や関係機関との連絡・調整

等を行うコーディネーターを配置。※今後、具体的に検討。

身近な地域でのサービス提供体制の整備

○身近な地域での医療、福祉の在宅支援の拠点づくりを図っていくこと。

○福祉型の施設をサービス拠点として活用できるよう、必要な支援を行うこと。

（医療備品や看護師の配置支援等）

○家族等のレスパイト機能としての短期入所機能の充実を図ること。

○重症心身障害児等も対応可能な訪問看護ステーションの拡充に向けた取組みを強化すること。

○障害児者や家族等からの相談受付や、関係機関との連絡・調整等を一元的に行う窓口を県に設けること。

○利用調整等を行うコーディネーターを確保すること。

新

在宅支援

・保護者（母親等）の負担軽減のため、身近な地域での医療的ケア児者の受入れ先の拡充が必要である。

・短期入所サービスの利用ニーズへの対応が必要である（医療型のみでは、ニーズに対応しきれない）。

・障害児向けの訪問看護サービスを行う訪問看護ステーションを増やしていけばよい。

・医療的ケア児向けに介護保険の地域包括支援センターのような相談窓口があるとよい。

・家族が障害を理解し受け入れるための支援が必要である。

新

|  |  |
| --- | --- |
| 重症心身障害児者入所施設の待機者 | 約10人 |
| 難病患者（ＡＬＳ等）のうち県内施設への入所希望者 | 5～10人 |
| 障害者支援施設入所者のうち、今後、医療的ケアが必要と見込まれる障害者 | 15～30人 |
| 計 | 30～50人 |

新

関係機関

との連携

　「医療的ニーズの高い障害児者等支援に関する連携

会議」（仮称）開催事業（100千円）

医療、保健、福祉に加え、新たに教育や保育等の関係機関

による会議を設置し、連絡調整の具体策等について協議。

関係機関の連携体制の整備

○医療、保健、福祉、教育、保育等による連絡調整を行う体制を整備すること。

・医療と他職種（保健、福祉、教育、保育）との連携や、医療機関相互（専門病院と地域の病院、小児科医と内科医等）の連携を図る必要がある。

新

人材育成

新

※（　）内は、

うち重症心身障害児者を受け入れている施設。

新

・小児在宅医療を行う医師を増やしていく必要がある。

・在宅障害児者への医療的ケアが可能な訪問看護師やホームヘルパーを育成していく必要がある。

・福祉系の支援者も医療的ケアについて理解しておく必要がある。

医療的ケアに係る人材育成の推進

○医療的ケアに関する研修の実施を通じて、人材の育成を幅広く行っていくこと。

・小児科医や神経内科医等の医師、看護師

・訪問看護師

・福祉施設従事者、ホームヘルパー等

○様々な機会を通じて、地域住民等に対する理解促進を図ること。

　小児在宅医療推進事業（1,650千円）

小児在宅医療従事者の育成を支援。

　認定看護師教育課程運営事業（9,412千円）

新たに開講する「摂食・嚥下障害看護分野」の運営を支援。

**○　訪問看護師養成講習会開催事業（1,289千円）**

障害児等への支援が可能な看護師を育成する講習会を開催。

**○　重症心身障害児(者)在宅ｻｰﾋﾞｽ提供体制整備促進事業**

**（1,000千円）**

福祉施設の従事者に対し実技を含めた研修を実施。

**○　ホームヘルパー研修事業（1,481千円）**

ホームヘルパー研修の充実や喀痰吸引研修受講の働きかけ。

※（　）内は、0～14歳の子どもを対象に訪問看護サービスを実施した事業所。